

R07/05/16 相川小PTA役員[REDACTED]から電話あり

■内容

PTAは任意加入だと思うが、相川小は強制加入、強制徴収しているように感じる。  
本部役員にも話したが、取り合ってもらえない。  
教育委員会で、任意加入である旨の通知等を出しているのか。  
判例で違法と出ている。違法状態を放置するのはどうなのか。

■回答

ここ1～2年は出していない。(引継ぎフォルダにない)  
でも任意団体であることはわかっているはず。

→市議会議員にも話しをしようと思っている。

ということだったので、

「了解した。こちらも過去の通知等について確認しておく。」として終了

※その後、市民協働推進課に確認し、R6年年度末に県からの任意加入についての通知を各校に送付していたことが確認できた。

R08/01/16 相川中学校の児童の保護者 [REDACTED] から電話あり

■内容

昨日、相川中学校の新入生保護者説明会があった。

その中で、学校の説明の流れでP T Aの説明となった。

そもそも、P T Aの説明会を学校の説明会と一緒に行ってはいけなくなっているはず。一度学校の説明会を終わってからにしないと、おかしいと思う。

一応「P T Aの加入は任意です。」という言葉は言っていたが、その後、すぐに役員決めに移行してしまい、その間に「任意なら加入しません。」などと言える雰囲気ではなかった。

P T Aの役員の決める時、学校が持っている新入生の名簿を使用していた。

学校が、個人情報について同意を得ることなくP T Aに提供していることに疑問を感じる。

そのことについて、個人情報保護法に関する電話相談に聞いてみた。

明確に違法とは言われなかったが、条例 69 条 1 項に違反しているらしい。

教頭先生にもお話しをして、横浜市から出ている通知をお渡しした。

また入会申込書がなければ、入会していることにはならない。

つまり、現在の相川中学校では会長は入会者ではないから「会長らしき人」ということになる。

見た目のことをいうことは失礼だとは思いますが、

みなさん、子どものため学校のためにボランティアをすることには賛成している。

P T A活動もそうである。

ただ、現在の違法な形でのP T A活動や役員決めのやり方では、協力したくない、と言っている。

せめて合法的なやり方でやってほしい。

【最終的な要望】

横浜市で、教育委員会から指針を出している。

厚木市も同じような対応をしてほしい。

■対応

1/16 相川中学校へ連絡

→状況の確認及び[REDACTED]が教頭先生に渡したと言っていた横浜市から発出された通知を送ってもらう。

1/17 横浜市へ電話

→通知文を出すことになった経緯等を徴取

厚木市でも、対応が必要である旨を係長と確認し、

2月の市P連役員会で相談することとする。

→事務局に相談したい旨を連絡（会長にも伝えてもらう。）

※2月役員会に担当が出席できなくなり、3月の役員会で相談することに変更

2/24 代表委員会の際、市P連会長へ役員会で相談したいことがある旨を伝える。

2/27 広報誌コンクールの際、市P連会長へ相談したい内容（PTA運営の実態調査の実施及び教育委員会からの通知の発出）を伝える。

3/3 市P連役員会において、各校（PTA）に対して、運営の実態調査を行いたい旨、また、今後のPTAの在り方について教育委員会から通知を出したいと検討している旨を報告

→了承を得る。（やった方がいいというご意見もいただく。）